

# 国立大学法人宮崎大学の人事基本方針

〔令和3年9月29日〕  
学長裁定

改正 令和5年6月29日

宮崎大学（以下「本学」という。）の理念・目的の実現のため、組織の活性化、教育研究の一層の向上を目指し、教職員等に係る人事基本方針を定める。

## 1 基本目標

- (1) 本学の未来ビジョンに掲げる教育・研究・医療・地域貢献・国際貢献をより一層推進するための人事制度を構築する。
- (2) 中長期的な財政展望を踏まえた適切な学内資源配分を行い、業績に応じたインセンティブの付与や人員配置の適正化を図る。
- (3) 国内外からの優れた人材の確保や本学の男女共同参画基本計画の実現に向け、性別、年齢、国籍等を問わず多様な人材の積極的な雇用・活用を図る。
- (4) 教職員一人一人が、より働き易い職場環境の構築に向けて働き方改革を推進する。

## 2 人材確保及び採用方針

### (1) 教員

教員の採用については、学長のリーダーシップの下、大学経営の観点に基づき、年齢及び職位等のバランスの適正化に努めるとともに、若手、女性、外国人を積極的に登用するなどダイバーシティを推進する中長期的な人事方針・計画を踏まえ、大学全体で一括管理する。また、広く優秀な人材を確保するため、原則として公募制とする。

### (2) 教員以外の職員

組織の活性化と効率的・効果的な業務運営を図るため、幅広い視野を有し、本学を取り巻く状況の変化に柔軟に対応し得る人材の確保を目指す。職員の採用については、原則として競争試験によるものとするが、専門性の高い職種等への採用については、必要に応じて特定分野・能力を重視した柔軟な選考も可能とする。

## 3 人事評価

- (1) 教職員の人事評価は、公正かつ透明性の高い適切な評価制度により行う。
- (2) 人事評価結果は教職員の処遇に適切に反映させ、大学組織の活性化に繋がるよう効果的に活用する。

## 4 人材育成

組織の活性化と教職員の能力の向上のため、望ましい教職員像を全学で共有し、以下のとおり人材の育成を行う。

- (1) 学内外で実施される研修等について、積極的な参加を促す。
- (2) 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るためクロスアポイントメント制度の積極的な活用や外部機関との人事交流を行う。
- (3) 女性教員の管理職への積極的な登用を行う。
- (4) 事務系女性職員の管理職への積極的な登用を行う。